

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第4 議案第29号 北方町職員の給与の臨時特例に関する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第30号 工事請負契約の締結について（北方小学校屋内運動場大規模改修他工事）（町長提出）
- 第6 議案第31号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第7 議案第32号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第8 意見書第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（総務教育常任委員長報告）
- 第9 請願第2号 TPPへの参加に反対する請願について（総務教育常任委員長報告）
- 第10 発議第5号 原子力発電再稼働に関する意見書について（議員提出）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

（追加日程）

- 第1 発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のため決断と行動を求める意見書について（議員提出）
-

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	有里弘幸
教育課長	林賢二	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好邦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（戸部哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番 安藤浩孝君及び6番 伊藤経雄君を指名します。

日程第2 承認第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから承認第1号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第3 承認第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから承認第2号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第4 議案第29号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、議案第29号 北方町職員の給与の臨時特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 給与の削減が町長のほうから提案をされたわけですけども、特別職のほうは今度はなしで、職員のほうに100分の1と100分の1.5を削減するというものであります。

これは、給与については、今度各自治体ともに提案する自治体、あるいは否決をされた自治体、こういったものがあります。財政的なものも絡んでくるかと思えますけれども、国のほうとしては交付税を減らすなんていうことでおどしをかけてきて、給与を削減せよということですけど、国のほうにしても、自分たちのほうも国家公務員と今地方公務員との給与の格差というのはかなり大きいものがあります。うちの場合は8級制度ですか。よそになると10級制度ですね。その8級と10級と同じ給与体制でおるのかどうかひとつお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今、井野議員の質問でございますが、ちょっと質問の中で間違った部分がございますので、国は10級、私どもは7級ということで、この給料表を使わせていただいております。これは、国が示す事務職員の給料表を使わせていただいております。ですから、国は行政職員の給料表の10級までを使いますが、私どもはその同じ給料表の7級まで使っており、こういうことでございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 7級は同じ級ですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 例えば国の7級の俸給を受けてみえる方と、私どもの7級を受けておる同じ号給であれば、金額的には同じです。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 7級の、うちの設定しておる金額と国の10級で持っておる給与というのは、一緒なんですか。僕は差額があったような気が。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私が言い間違えたかもしれませんが、要は同じ給料表の10級表の給料表を使っておるんですが、私どもは、その7級までしか採用しておりませんので、俗に国の職員の7級の号給を受けておる職員と私どもの7級を受けておる職員は同じです。ただし、国は先ほど言いましたように、例えば極論を言いますと、課長であれば8級、次長であれば9級、部長であれば10級というような形で上の給料表を使うわけですから、その時点でもう差があるわけですね。ですが、同じ7級であれば同じです。というのは、国の10級の給料表を私ども使っておりますので。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） もう1点だけ。

今度特別職、当然よその町村でこの削減をしたところを見ますと、町長、特別職も含め、議会をも含めてくるぐらいの削減を隣の市町もしているわけですがけれども、今回は職員だけということになりますけれども、それこそ職員だけちょっと苦しめて、私どもが黙っておるというわけにもいきませんので、これはちょっと提案がいかげんなものかというふうに考えますが、町長はどう思うの。ラスパイレスがどうの、1%オーバーするんですけども、このあたりちょっと聞かせてください。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 議会が始まります前の協議会でも同様の御指摘がございましたので、私はそのときに2点申し上げました。

1つは、国の要請の内容は、特別職には言及をいたしておりません。一般の職員に対する給料を国の基準に合わせてほしいという要望がなされておりましたので、その趣旨に沿う。それから、その趣旨はラスパイレスを私どもは基準にいたしまして、繰り返して申し上げておりますように、国家公務員を減額いたしますうちの職員のラスパイレスが101になりますので、その100を超えておる分に対して減額をするという方針で臨んでおるわけでございます。したがって、内容は今議員申されたとおりのほかに、中には一時金まで波及をさせるところがございますけれども、一時金については、旧の給料を基準にして支給をするということでございますから、本給のみを減額をするという方針でございます。

2点目は、繰り返して恐縮ですが、協議会で御指摘がございましたので、私どもは特別職を意図的に外したわけではございませんので、議会の皆さんの意向で特別職も波及をさせるべきだということなら、私どもはちゅうちょは要りませんので、同様に減額をしていただくことにしたいと思っております。ただ、それ以上議論が進みませんでしたので、提案はそのままになっておりますけれども、議会の御意思がそういうことであれば、私どもはちゅうちょなくこの議会中に休憩をいただいて、特別職の減額提案を改めてさせていただきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 1つだけお尋ねしますけれども、職員の給与というのは人事院勧告に今まで基づいて行ってきたんですけど、今度は特例みたいな形で9カ月、ちょっとだけですよ。それも国の一方的な押しつけみたいな形でやれということで、そのかわりに地方交付税を地域の元気が出る何とか推進交付金か何かでやるということは、ちょっとおかしいのではないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 公式論を言いますと御指摘のとおりでございますし、よく言われておりますように、国が一つ一つの自治体に対して職員の給料を下げよとかどうかということは、私は越権行為だという立場でございます。しかし、その基準をはかるときに、きょうまで長い習慣とし

てラスパイレスが一応の基準とされてまいりましたので、したがって、国の意向に沿うか沿わないかは結果論でございますが、ラスパイレスの100を基準にさせていただいたということでございます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、この議案第29号に反対をいたしたいと思います。

職員の給与は、先ほど言いましたが、人事院勧告で普通は決められているわけですが、今回はわずか9カ月といえど、国が一方的に職員をやれとか、あるいは特別職までですけど、この議案に対しては一般の職員についてであります。こうした国が一方的にやるということは、地方分権を形骸化するのではないかと、いうすごく懸念を持っていますので、私はこの議案に対しては反対いたします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 私も、ただいま議題となっております議案第29号 北方町職員の給与の臨時特例に関する条例制定について、反対の意思表示をするため討論に参加させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず根本的に国会議員定数削減も決められない国からの要請であり、強制力がないということ、そして先ほど質疑の中でも出ておりましたが、県内各自治体におきましても首長からの提案もされない市町が数多くあり、統一性がとれておらず、当町の町益を損ねるといような懸念はないと思っております。

そして、再三出ておりますが、給与条例第3条に規定する一般職に属する職員との趣旨に対しては、甚だ矛盾を感じておまして、ただいま町長から特別職というお話もございましたが、我々議員や特別職においても、身を切る措置を講じることが私はしかりだと考えております。

以上のようなことから、議案第29号に反対をいたしますので、議員各位におかれましては、御理解を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、反対討論を終結いたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにいいですか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立5名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議案第30号 工事請負契約の締結について（北方小学校屋内運動場大規模改修他工事）を議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 北方小学校が平成6年に、たしか屋内運動場といますか、やられたような記憶があるんですけど、そのときに建設請負業者が内藤建設というようなことを聞いておりますが、またそこが指名競争入札で今回も落札されたということは、北方の庁舎の耐震もそこがやられて内藤建設がとられた。体育館も技研がやられて技研の会社がやられたということで、これ本当に県下、北方町独自のそういう経営審というか、要綱があつて、それに基づいてそのように指名をされているのはいかななものかと、そういうふうなことを思いますので、答弁をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 伊藤議員の質問に答えますが、要約しますと何でそんなところを指名したんやというように解釈してよろしいでしょうか。

たしか、きのう一般質問で入札制度、それから指名、要綱、いろいろ一般質問されたと思っておるわけですが、きのう副町長が答弁いたしましたとおり、私どもの指名要綱の中には、金額的に言いますとAランクということで県の経営審をきちっと受けて、それなりのランクのポイントを持った業者を指名させていただいたと。たまたま能力的に内藤建設がAランクであり、その経営審の点数も内容も非常にいいということで指名をさせていただいたと。結果、内藤さんが落札したということでございます。御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今言われましたけど、先ほども言ったように、幾つものそういう事例がそのとおりになっているというようなことを、何かその執行部のほうで改めるといふか、そこまではできないんですか。

いずれにいたしまして、ただこの自治体といますか、そういう入札に関しては何かいまいち、やはり国の金であり、県の金であり、町の金であるということは、国民の一人としてはちょっといかなものかなあと、そんなことも感じるわけですので、そのことをお願いしていきたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） この件に関しては、道路工事にしろ、建設工事にしろ、やはり一般競争入札が基本だと絶えず思っておりますので、また今回の指名競争入札も、結果的にはこの地域の人だけというようなことで閉鎖的な面があるのではないかと、そんなふうで反対をさせていただき

ます。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議案第31号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 耐震補強工事の補助金について、ちょっとお聞きをしていきたいなというふうに思っております。

昨年実績で結構なんで、耐震診断がどの程度行われて、またその耐震診断から工事のほうに移行した、そういうようなことがございましたら、件数を教えていただきたいなと思います。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 今、ちょっと手元に資料がないので、耐震診断の件数はちょっと今は。耐震補強工事につきましては、前年度1件工事がございます。診断のほうは、後で資料を持ってきまして、件数はお答えさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） これ補助金が出ておって、昨年実績が今つかんでないという、わからんと、今この場では。これはちょっと教えていただかんと。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 平成24年度の耐震診断は2件でございます。1件の耐震工事につきましては、診断をされずに、そのまま工事を着工されてみえます。診断とは別で工事をやられています。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 昨年実績が、診断が抜け、それから工事をやられたのが1件ということでございました。

我々、家をリニューアルする場合は、家が非常に住み心地がよくなる、快適になるとリニューアルするんですが、耐震工事となると目に見えた、きれいになったねとか住み心地がよくなったねということではなかなかやられないというふうな実績が、今出ているというふうに思いました。

東海・東南海、それから直下型、それから今懸念されておるのが関ヶ原・養老断層系の地震です。東南海では、震度5強が6弱ということで、1ランク今上がっているわけでありまして。そのことによって人的被害はもちろんのこと、建物被害もかなり出てくるのではないかなということをおもいます。

それで、震度6弱、それから震度6強で、古い建物が9割ぐらい倒壊するだろうということ、特に昭和35年以前の建物被害がかなり出るのではないかと。それから中築年、真ん中で昭和55年前から以前、昭和55年から昭和35年に建てられたものの6割ぐらいが倒壊するだろうと。それで、昭和56年以降の新しい建物は1割ぐらい、10%ということになっておるんですが、今言ったこの2件と1件という大変少ない数字というのは、やっぱり皆さんが、北方は大変地盤もかたいし、家も倒れんだろうという認識からこういったことも、さっきのリニューアルの話もあるんですけど、お金の面もあってなかなかやらないんですが、特にそういった被害がどの程度起きるかなというのが、やっぱり皆さん承知していないというのがあると思うんです。実際問題9割の家が倒れるよということになれば、何らかの工事なりされると思うんですが、そのあたりの周知というんですか、その辺がちょっと少ないような、私は気がするんですが、例えばこの昭和35年以前の建物、北方町には一体何棟ぐらいあって、これを町民に知らせるようなことが今までございましたか、その辺をお聞きいたしたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 今まで、そういうふうには何年度以降に建った建物を町民の方にお知らせすることは、うちのほうからはございませんけど、耐震補強のときには、昭和35年以前の建物については、耐震補強の補助の対象になりますということで広報のほうには記載をさせていただいておりますけど、その34年以前の建物が何棟とか、そういう形では広報のほうには載せておりませんので、個々の方が広報を見られれば、自分の家の建築年度等はわかると思いますので、そういう形で広報のほうには載せさせていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 北方町の危険度マップというのが、地震のときに、何年ぐらいに建ったものかというデータをもとに危険度マップが色分けしてあるんですよ。これを見ると、35年以前というのも10%以上55%未満ということで建物の全壊率が高いという、これをつくられたデータというのがあってこれをつくられたと思うんですが、そうじゃないとこれできないですよ、これ地区ごとに色分けしてありますから。特に旧市街地が、非常に建物の倒壊率が高いです。大変古い建物ですから。そのあたりあると思うんですが、どうですか、これをつくられた経緯。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今お手元の資料でございますが、議員、先ほど申されましたとおり、

私どもが何%倒壊するという、なかなかそのデータは出ませんので、当面大もとの県・国、そのデータに基づいて作成をさせていただいておると思います。

多分、議員の御趣旨はもっともっと啓発せよと、危険度を知らせるべきではないかということだと思います。これから、いま一度検討いたしまして、早急にまた広報等でもその旨の記事を掲載させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 消防団でちょっとお聞きをしたいと思います。

今度4人、退団を3月にされまして、今度また女性の消防団員を募集にかけるというような課題の中でやっておりますけれども、今、消防団員定数は確保できたのか、また女性団員は何名入団されたのかお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 消防団の定数は、先般の議会で増員という形でお認めいただきました。70名ということでさせていただいておるんですが、前々から自治会、それから友の会の役員の方々にもお願いをしておったわけですが、結果的に57名と、今現数が。57名の団員を確保し、条例の70に早く届くようにこれからもお願いしていきたいと思っております。そのうち、女性の消防団でございますが5名ということで、52名が男性、あと残りの5名が女性ということでございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 各自治会において、消防団員の確保というのは非常にこのごろ難しくなってきました、当然出てくれなきゃ、出てくださいよということで、出ない人には賦課金をかけてうちのほうもやっておるということで、これ一つ問題にもなることですね。

それで、各地区地区によって募集が違うという課題の中で、今団員を募集していると。これは、前にも50名を確保するのは大変だったわけですね。その中で、今度また定員を70名にふやして、女性の消防団員をふやそうということで、女性防火クラブもある中でこれは望ましいことではあったんですが、もし、いざ火災という話になると、OBというのは捨てがたい人たちなんですよ。一応退団はされておるにしても、この中にまだ意欲を持っておって、僕もOBの人からも相談を受けておりますが、OBによる組織づくりということも、前、総務課長には提案したことがあります、そういった形の中でも一応検討してもらって、ある程度そういった形の中でできないかと。そうしておけば、今議会のほうでも再三、うるさいほど質問があつて、東南海地震に備えてどうするんだという話になる中で、防災のかなめになる消防団員の数がそろわんということになると大変な問題ですので、もう一遍このあたりを、OBの方に対してでも意欲がある人たちにも話をかけるようにして、充実をさせていっていただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 3月の定例会のときに、たしか私、精読の中でもお話をさせていただいたと思うんですが、70名に消防団員をふやした一つの理由といたしましては、できる限り多く

の方に消防経験をしていただいて、それから数年経験をされた後、地域の防災リーダー、こういう役を買っていただきたいと、そういう願いで定数をふやした部分もございます。今後、ふえたことによって入れかわりが出てきます。当然70を確保するのは大前提ですが、経験をされた方、今後地域の防災リーダーになっていただくべく、そういう組織づくりも真剣に考えていかなければならないかなと、こんなふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） 消防団は、北方町は1団ということになっていますね。一般質問でも言ったんですけど、3月のときも言いましたけれども、現実には4分団に分かれているんですよ。その4分団の活動の内容がかなり差がある。そこら辺をもう少し、行政のほうも行政の思いを伝えて話し合っ、ある程度水準を合わせていただきたいんです。

それと、井野議員も言われましたOBの方は、建前上か何か知りませんが、組織上、消防協力隊ということで、先ほどの各4分団ごと3名ずつ12名、消防協力隊というOBであるんですよ。あるんですけど、活動していない。年に一、二回は何らかの活動をしないと、練習をしないと、体で覚えないとできないんですね。だから、それも何か組織はつくったんだけどやっていない実態なんですよ。だから思いどおりやれていない。フォローもしないからやれていないんだと思うんです。だから、そこら辺をフォローしていただきたいんですね。よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） まず消防団の分団ですが、条例上は1分団ということになっております。長年、随分過去からでございますが、便宜上やはり北方町は北から南に長いということで、地域性も持って、芝原、それから北方地区、柱本地区、高屋地区というような形で4つに分け、それぞれ車両を置いて管理しておるわけです。

議員がおっしゃるように、確かに活動内容、これは各分団に分団長がおります。この中のやり方によって若干違うと思うんですが、毎月定例で幹部会議をやります。その中でこんな話が出ておったよということをいま一度お願いしておきます。よろしくお願ひいたします。

それと、今消防協力隊、おっしゃるとおり一応形としては置いてございます。なかなか機能していないというのも事実でございますので、先ほど言いましたとおり、これからやはり経験者、OB団員がふえてきます。そのあたりも含めて活性化できるように、こちらからもお願ひをいたしますし、アドバイスをしていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 井野議員の中でちらっと言葉が出たんですけど、その4分団ある中で、ある地域によっては消防隊員としてその家から出たらいいけど、出ないところがあるわけですね。そうすると、たしか十数年前だったと思うんですが、家からお金をいただくというふうなところもあるし、うちらみたいに全然取っていないところもあるし、その辺をやっぱり町の仕事であれば統一してほしいと思うんですけど、どうですかね。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 以前から古い慣例で、地域によって、また自治会によって非常にルールが違います。そのあたりについては、行政のほうからは、取りなさいよとか、こうしなさいよということは非常に言いにくい言葉でございます。これは地域の実情でございますので、それについてはそんな形で理解をしていただきたいと思いますが、ただ、以前よりも減ってきたということは聞いております。いつとき非常に強い地域がありまして、不満が出たという話も聞いておりますので、以前よりは縮小されたかと思えます。ただ、御承知のとおり消防後援会、消防友の会という組織がございます。世帯当たり150円だったと思えますが、協力をいただいております。そんなところで、その価格を見直していくのかというようなところを一回そのあたり踏み込んでいきたいと思えますが、ただ、自治会の中のことでございますので、統一させるというのは非常に難しいですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） お金を取ることに対しては、自治会の仕事だと言われたんですけど、これ町で一応は50から70にしたわけですので、少しは。

〔発言する者あり〕

○10番（日比玲子君） 自警消防団の話をしているんです。消防団がお金を取っておるわけでしょう、出不足料として取っておるというのは。

〔発言する者あり〕

○議長（戸部哲哉君） 私語は慎んでください。

○10番（日比玲子君） 私は、消防友の会を別にしても、自治会のお金の賦課金として以前は取っていて、今は少なくなってきたおると言われたんですけども、町の4分団つくってあるのであれば、なるべく統一をして、男であろうと女性であろうと、もし女性のところが火事が出れば同じことだと思うんで、やっぱりその地域を守るという観点からだったら、出不足料を取るといのはちょっと疑問に思うんですけど、その辺について答弁をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 各地域ごとの出不足料については、正直言いまして本当に難しい。こちらの行政側からなかなか言うことじゃないかと思えます。それよりも、57名の消防団員、昼間仕事を持ってみえます。やはりそういうボランティア的な感覚、意識に対してどういうふうに見えるか。隊員の方には、例えば名古屋まで勤めに行って、戻ってきて消防活動をしていただいております。そのあたりは理解していただきたいと思えますし、強いて言えば、そんな意見が多くあれば、やはり消防友の会の協力金ですね、これを自治会に1世帯当たりウンというお願いをしておるわけでございますが、そのあたりの数字を見直していくということも考えられますので、自治会の各地域のルールに関しては、御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにいいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、議案第32号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、意見書第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして報告をいたします。

本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成25年6月25日。

件名、日本政府に対して「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書。

審査の結果、平成25年6月25日、委員会を開催して審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。終わります。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、意見書第1号を採決します。

意見書第1号に対する委員長報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま立川良一君ほか4名から、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のため決断と行動を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のため決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○7番（立川良一君） 日本政府に核兵器全面禁止のため決断と行動を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。平成25年6月28日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、戸部哲哉、安藤哲雄、杉本真由美。

日本政府に核兵器全面禁止のため決断と行動を求める意見書（案）。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意をし、「全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器の世界」を達成する道筋はなお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では、朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核兵器の

動きが続いている。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は、現実存在している。

この状態を打開し、核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があります。

今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、その上に、核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動をおくらせることは、第2、第3のヒロシマ・ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会を初め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条例の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望をします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日、岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義隆殿、外務大臣 岸田文雄殿。

以上です。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第9、請願第2号 TPPへの参加に反対する請願を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） 議長の命を受けまして、報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成25年6月25日。

件名、TPPへの参加に反対する請願。

審査の結果、平成25年6月25日に委員会を開催し、審査の結果、不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、終わります。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、この紹介議員になっていましたけれども、この問題については、大部分の人たちが参加表明したんだからやって、その結果というような話があったわけですが、参加表明をして7月に一応交渉していくわけですがけれども、関税がゼロになるということに対してのことや、あるいはまた皆保険制度が崩れていく。それから、私たち女性ですので添加物の問題、日本では300ぐらい認可をされているんですけども、もしこれがTPPに参加してよしくなると、もうすごい数の量が入ってくると。確かに安ければいいというものではなくて、いろいろなものに影響するのではないかということで反対をしたいと、これには賛成をしますので、お願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 討論、ありませんか。

休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

日比君。

○10番（日比玲子君） 採択に対しては、私は反対です。お願いいたします。理由は先ほど言いました。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号に対する委員長報告は、不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[発言する者あり]

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立4名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第10 発議第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第10、発議第5号 原子力発電再稼働に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） それでは、鈴木議員の賛同を得ましたので、意見書を提案させていただきたいと思います。

原子力発電に関する意見書の提案理由を申し上げたいと思います。

平成23年3月11日に発生をしました東日本大震災は、国内観測史上最大級を記録し、太平洋沿岸部を予期せぬ大津波が襲い、福島第一原力発電所は、原子力冷却装置の稼働が停止し、爆発事故が発生したことは、まだ記憶に新しい出来事であります。この1、3号機の爆発は、第一原発のある双葉町や大熊町など近隣市町村にまで高濃度の放射性物質が拡散され、地域住民は避難生活を余儀なくされております。

2年が経過した今も、汚染度は宅地内に野積みされ、ビニールシートで覆われたまま放置され、処分もできない状況であります。

このほど、政府与党は、成長戦略の名のもとに、原子力発電の活用として再稼働を明言、政府一丸となって最大限取り組むことを明かしました。被災地の復旧・復興も見通せない状況において原子力発電の活用は許されないことであり、また戦略では将来も原発に対する依存度の高さが感じられてなりません。

原子炉を含め、最終処分までに30年から40年はかかると予測をされておりますが、第一原発では今も地下水から50万ベクレルという高濃度のトリチウムと1,000ベクレルのストロンチウムが検出をされ、海に漏れ出すおそれも出てきております。陸地にとどまらず、海洋汚染にまで広まることは否定できません。常に近海では魚介類からも検出をされ、漁業にも影響を及ぼしております。

また、政府が大熊町や双葉町の帰還困難区域を96%に指定したことは、人々の日常生活に汚染が深刻な状況であることを認めたからであります。同様に、岐阜県は、敦賀原発や大飯原発から至近距離に位置をし、事故が発生した場合、県内25市町村、95万人の避難が必要と市民団体から

も調査結果が発表されました。岐阜県においても独自調査の結果に基づき、ヨウ素剤を備蓄するなどその対応に追われている現状であります。

政府の再稼働の重きに危機感を抱く全国の市区町村長や、もと職の有志でつくる「脱原発をめざす首長会議」、この設立1周年を迎えておりますが、38都道府県の86人が脱原発、原発ゼロの要求活動をしているとのことでもあります。このたび、うちの町長さんもこの国の原発政策の雲行きが怪しいとして、このほど加入されたようではありますが、このように幾多の団体から原発ゼロ、稼働40年を超える原子炉の廃炉が求められております。よって、原子力発電の再稼働の中止と原発ゼロを国に対し要望するため、意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御決意をお願いいたしたいと思っております。

それでは、引き続きまして、原子力発電稼働に関する意見書を朗読いたします。

皆さん方のお手元に配付をしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

原子力発電再稼働に関する意見書（案）。

政府は、成長戦略の名のもとに「原子力発電の活用」と題し、原発再稼働に最大限取り組む政策を表明しました。

福島第一原発事故の原因究明も明かさないうまま「原子力発電の活用」宣言は容認しがたく、原子力爆発により地域住民は地震の大被害と放射能汚染に悩まされ、塗炭の苦しみに陥っている。

10年後も12市町村、年間被曝量は23シーベルトを超える地域が残り、住民の18%が帰還困難と試算を明らかにし、大熊町では80%の住民が、双葉町では49%が帰還できないとの予測を公表しました。

政府は、帰還困難区域を指定したことからも、放射性物質の除染は困難であり、生活を営むことは危険が高く、最終処分がいかに厳しいかを熟知をしている。

原発事故から2年を経過した今なお、震災復興も含め収束のめどさえ立っていない。また核燃料の抜き取り作業も困難をきわめるとともに、原子力冷却水の処分すらできない状況下であり、ひいては海洋汚染にまで広がるおそれもある。

政府及び各電力会社は、原発立地県や隣接する地域住民の生活環境を守る義務があり、原子力発電の活用による原発の再稼働を行わないことと、「原発稼働ゼロ」に向けた施策の推進を図るよう左記の意見書を強く申し入れするものであります。

1. 政府は、成長戦略の名のもと「原子力発電の活用」を掲げることなく、原発の再稼働を行わないこと。また、稼働40年を超える炉は、廃棄処分すること。

2. 福島第一原発事故の原因究明に全力で取り組み、既存の原発においては厳格な点検作業を義務づけ、事故の再発防止に努めること。

原子力規制委員会の調査団は、敦賀原発2号機直下は「活断層」と断定したことから、宣告は真摯に受けとめ廃炉処分とすること。隣接原子炉も巨大地震の被害予測は困難なことから、速やかに中止すること。

4. 原発事故による高濃度の放射性物質セシウム等の汚染土の処分及び貯蔵施設の設置を急ぐ

とともに、冷却用汚染水処理の対策を進めること。

5. 政府・与党は、衆議院選挙において原発依存を段階的に下げる考えは、衆院選の国民との約束事である。責任政党として国民の負託に応え、原発依存を改め、原発にかわる代替エネルギーによる発電を推進すること。

6. 原発事故処理に従事し被爆した各関係者においては、国及び東電は検診と追跡調査を行い、生活保障や健康被害について優遇措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月28日、岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、副総理大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義隆殿、国土交通大臣 太田昭宏殿、農林・水産大臣 林芳正殿、環境・原子力防災大臣 石原伸晃殿、復興・原発事故再生大臣 根本匠殿宛てでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっと誤字があるんじゃないかと思うんですけども、私の思いが違いかもかもしれませんが、4行目の「途端」という字は、「塗炭」という字ではないかなと思います。それから「諮」るということは、一番最後ぐらいになるんですが、「諮」を書いてありますが、「囙」じゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 今、日比先生からの御指摘がございました。学歴の差を見せつけられたのかどうか、塗炭という字がやっぱり違うようでありますので、この字の訂正をしたいと思います。それから、「諮る」はこの文字で結構だそうです。

○議長（戸部哲哉君） 「諮る」も違う。

○9番（井野勝巳君） 「諮る」も違う。諮るも「囙」ですね。「囙」に変えると。塗る炭に変えて「塗炭」を、それから「諮る」は「囙」に変えると。

それと、提出先でありますけれども、国土交通大臣が抜けておりますので、この大臣を入れさせていただきたいと思っております。訂正のほどをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたしますが、11時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時30分

○議長（戸部哲哉君） 再開をいたします。

本会議に提出されました案件は全て終了いたしましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、第3回定例会が終了いたしますに当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

精読を入れますと4日間という期間にわたりまして定例会をお願いいたしましたので、各議案の提案をさせていただきましたとおり御承認をいただきましたことを厚く御礼を申し上げて、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成25年第3回北方町議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時35分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 6月28日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員